

■65歳以上の方の介護保険料

≪令和8年度介護保険料所得段階表≫

※第1～3段階の月額保険料は端数が生じるため参考額です。

保険料段階	対象となる方	保険料率	月額保険料 (円)※	年額保険料 (円)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が82万6,500円以下の人	基準額 ×0.285	1,824	21,880
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が82万6,500円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	3,104	37,240
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が120万を超える人	基準額 ×0.685	4,384	52,600
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に町民税課税者がいる)で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が82万6,500円以下の人	基準額 ×0.8	5,120	61,440
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に町民税課税者がいる)で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が82万6,500円を超える人	基準額	6,400	76,800
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	7,680	92,160
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	8,320	99,840
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	9,600	115,200
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	10,880	130,560
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	12,160	145,920
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	13,440	161,280
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	14,720	176,640
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	15,360	184,320

課税年金収入額…税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額です。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額です。税法上の各種所得控除や株式等の譲渡損失に係る繰越控除を行う前の金額です。ただし、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用います。(0円を下回った場合は0円とみなします。)

【お知らせ】

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が10万円(55万円→65万円)引き上げられました。

これにより、前年は住民税が課税されていた人で収入の変化がなくても非課税となる場合があります。

令和8年度介護保険料の算定においては、改正前の控除額に調整して計算を行います。よって住民税が非課税であっても、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合がございます。(世帯員についても同様)

そのため、収入に変化がない場合、所得段階に変更はなく、令和8年度の介護保険料は令和7年度と同額となります。

(問い合わせ先) 大津町介護保険課 介護保険係 ☎096-293-3511
大津町地域包括支援センター ☎096-292-0770